

健全化判断比率と資金不足比率【令和5年度】

肝付町の令和5年度決算による健全化判断比率と資金不足比率は、下表のとおりです。

○健全化判断比率

(単位:%)

指標名	肝付町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.38	20.00
②連結実質赤字比率	—	19.38	30.00
③実質公債費比率	7.6	25.00	35.00
④将来負担比率	—	350.00	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字ではないため比率は、「—」表示とする。

○資金不足比率

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
病院事業会計	—	20.00

※各会計とも資金不足額がないため比率は、「—」表示とする。

用語解説

実質赤字比率:一般会計等の赤字額の標準財政規模に対する割合を示します。一般会計等の実質収支額が負の値(実質赤字額)となった場合に、当該実質赤字額の標準財政規模に対する割合が実質赤字比率となります。

連結実質赤字比率:全ての会計の赤字額を合計した額の標準財政規模に対する割合を示します。全ての会計の実質収支額等を合算した結果が負の値(連結実質赤字額)となった場合に、当該連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合が連結実質赤字比率となります。

実質公債費比率:一般会計等が負担する借入金の返済額の標準財政規模に対する割合を示します。本指標は3力年平均値で示します。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高くなるなどの一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から、基金(貯金)など返済に充てることができる財源を控除した数値の標準財政規模に対する割合を示します。この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営を圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

※「将来負担すべき実質的な負債」とは、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支払予定額、本町が加入する一部事務組合等の地方債の負担見込額等が含まれます。

資金不足比率:公営企業(会計)の資金不足を、料金収入等を比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

標準財政規模:自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なものです。